住所　大阪市城東区野江２丁目３番３号
　張国慶　昭和56年10月１日生
住所　東京都杉並区松庵３丁目35番９号
　ヴァージニア・マガローナ・ヨシザワ　昭和49年５月28日生
住所　東京都台東区東浅草１丁目７番６号
　ローセス・クラタ・タナカ　昭和34年８月30日生
住所　千葉県佐倉市城内町257番地22
　哈斯巴特爾　昭和55年９月12日生
住所　神戸市中央区北野町２丁目９番１号
　ジガー・ラタンチャンド・ザベリ　昭和45年11月６日生
　モニカ・ジガー・ザベリ　昭和46年10月５日生
　ソハン・ジガー・ザベリ　平成13年３月22日生
　モハン・ジガー・ザベリ　平成19年12月28日生
住所　兵庫県西宮市広田町11番66号
　範満怡　昭和32年７月13日生
住所　兵庫県明石市田町１丁目10番25号
　裘誼　昭和46年10月10日生
住所　東京都足立区竹の塚２丁目26番１―205号
　譚玲玲　昭和58年５月３日生
　逢軻棋　平成20年12月20日生
住所　千葉県成田市土屋258番地２
　ハイメ・ヒリアス・ナカサト・コガ　昭和59年10月19日生
住所　千葉県袖ケ浦市久保田2848番地128
　イボーネ・ミナコ・ムラサキ　昭和42年10月20日生
住所　千葉県浦安市東野２丁目15番28号
　稱紫芬　昭和42年３月27日生
　夏美幸　平成６年５月11日生
　夏永奈　平成８年４月９日生
住所　千葉県成田市名古屋1257番地62
　ガンチャナ・サハラ　平成２年７月20日生
住所　栃木県下都賀郡藤岡町大字富吉1540番地７
　張萍　昭和48年８月26日生
住所　富山県高岡市福岡町土屋51番地４
　ジョン・フランシスコ・イセリ・デ・アルメイダ　昭和48年10月９日生
　アナ・パウラ・ジュンコ・タカハシ　昭和51年２月５日生
　ブライアン・ダイチ・イセリ・デ・アルメイダ　平成８年12月10日生
　サシャ・アヤカ・イセリ・デ・アルメイダ　平成12年６月15日生
住所　東京都八王子市横川町108番地
　艾江　昭和28年12月５日生
　邢淑霞　昭和32年８月28日生
住所　岡山県倉敷市神田２丁目５番７号
　全正實　昭和52年５月20日生
住所　岡山県倉敷市連島中央１丁目１番39号
　全永姫　昭和53年５月12日生
住所　東京都八王子市大和田町４丁目７番６号
　全広一　昭和58年６月３日生
住所　千葉県市原市五井6974番地１
　フラビア・ミツヰ・ウチヤマ　昭和62年３月４日生
住所　茨城県つくば市下平塚475番地１
　張晴原　昭和30年11月26日生
　薛虹　昭和36年５月15日生
　張葉涵　平成２年３月14日生
　張葉平　平成７年７月３日生
住所　埼玉県狭山市大字堀兼2193番地３
　李敏子　昭和48年７月11日生
住所　広島市安佐北区大林４丁目16番14―11号
　呉博美　昭和39年11月20日生
住所　京都市北区鷹峯旧土居町１番地102
　尹小津惠　昭和35年７月21日生
住所　大阪府池田市桃園１丁目５番11号
　全聖子　昭和56年７月11日生
住所　京都市右京区西院追分町２番地
　張奉珍　昭和24年８月６日生
　李美姫　昭和29年２月15日生
住所　栃木県下野市下石橋108番地13
　張孝悦　昭和60年５月13日生
住所　大阪府高槻市須賀町49番20号
　張吉秀　昭和57年５月９日生
住所　神奈川県大和市中央２丁目５番14―501号
　池仁浩　昭和21年６月15日生
　金光子　昭和35年８月22日生
　池淨　平成９年８月22日生
　池澤和　平成11年３月３日生
住所　愛知県愛知郡長久手町熊田1903番地
　金直明　昭和49年７月29日生
住所　岐阜県高山市上岡本町８丁目106番地
　金友明　昭和51年10月15日生
住所　大阪市生野区巽中２丁目11番３号
　金直美　昭和36年２月28日生
　姜杏奈　昭和61年12月１日生
　姜立樹　平成元年２月11日生
　姜芹奈　平成２年10月２日生
住所　大阪府東大阪市衣摺３丁目16番12号
　梁光市　昭和20年５月８日生
　翁信子　昭和21年２月２日生
　梁景弼　昭和49年５月20日生

○農林水産省告示第九百五十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十一年七月十六日

農林水産大臣　石破　茂

一　登録年月日及び登録番号

平成二十一年七月七日　第百十号

二　登録認定機関の名称及び住所

財団法人日本きのこ研究所　群馬県桐生市平井町八番一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

日本国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

群馬県桐生市平井町八番一号

○農林水産省告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月十六日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町深野一四七、一四九、六三七の二、六四一、六四二、六四三の一、七三三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

吉田町深野六三七の二、七三三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る標準伐期齢以上の森林施業計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月十六日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　島根県雲南市掛合町入間一二二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る標準伐期齢以上の森林施業計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月十六日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町上久野一五〇四、一五〇〇の三、一五〇〇内一、一五〇三、一六〇六の一五、一六〇六の一、一五〇〇、一五一四